

## ◎令和元年5月農業委員会議事録

開 催 日 時 令和元年5月10日（金） 午前9時00分

開 催 場 所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 佐藤美代子 村上卓也 本田博士  
岡 牧生 齋藤 進 岩永俊夫 福永哲夫  
松永雄治 吉田二郎 山内秀一 森田義美  
森下文夫 榮 恵 林田 篤 友田 廣

農業委員欠席者 高木勝美

事務局出席者 高田克明 河原まり 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長  
議事録署名人として、林田篤委員、山内秀一委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第4号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第5号 農地法第3条の届出について
- 3) 議案第6号 農地法第3条の許可申請について
- 4) 議案第7号 農地利用集積計画承認申請について
- 5) 議案第8号 買受適格証明申請（耕作目的）について
- 6) 議案第9号 買受適格証明申請（転用目的）について
- 7) その他

5 閉 会

○報告第4号 農地法第18条の合意解約について  
議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知が2件あって  
おります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第4号1枚めくっていただきまして、番号1。通知者。  
賃貸人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町  
下六嘉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。物件の表示、大字下六嘉字百海地  
番〇〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積1,834㎡。  
契約の内容は、平成23年6月1日から令和3年5月31日までの  
10年契約。事由の詳細は、合意解約。解約の合意が成立した日は、  
平成31年3月27日。土地の引き渡しの時期は、平成31年3月  
28日。

次のページをお開きください。番号2。通知者。賃貸人。嘉島町  
下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番  
地。〇〇〇〇。物件の表示、大字下六嘉字瀬剥地番〇〇〇〇。台帳地  
目、田。現況地目、田。面積369㎡。契約の内容は、平成23年  
5月1日から令和3年4月30日までの10年契約。事由の詳細は、  
合意解約。解約の合意が成立した日は、平成31年4月22日。土  
地の引き渡しの時期は、平成31年4月23日。

以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報  
告のみで終わらせていただきます。

○報告第5号 農地法第3条の規定による届出について

議長 続きまして、報告第5号農地法第3条の3第1項の規定による届  
出が2件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第5号1枚めくっていただきまして、番号1。通知者。  
所有者。嘉島町上仲間〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。  
〇〇〇〇。取得者。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物  
件、大字下六嘉字蔵免地番〇〇〇番。地目、田。面積2,104㎡。  
権利の内容は、所有権。権利を取得した事由は、相続。権利を取得  
した日は、平成29年12月25日。届出日は、平成31年4月1  
0日。あっせん等の希望はありません。

次のページをお開きください。番号2。通知者。所有者。嘉島町



まず、申請農地は、小作契約が結ばれておりませんので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取及び地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地は全て効率的に利用されていることが確認されましたが、以前の農地取得の際に効率的に農地の利用が行われていなかったことがありましたので、権利取得後の当該農地についても、米・麦・大豆を栽培する計画に必要な農機具及び労働力の確保と効率的な利用について継続して指導することといたします。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にありますが、以前の農地取得の際に農作業に常時従事していなかったことがありましたので、今後も農作業常時従事について重ねて継続的に指導することといたします。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が5,072㎡であるため、問題ありません。

最後に地域との調和要件についてですが、地元農業委員や譲受人への聴取及び申請書に周辺の農業経営に影響がないように耕作する旨の記載があるため、問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいま詳しい説明がございましたが、この件について何かご意見ご質問ございませんでしょうか。何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

○議案第7号 農用地利用集積計画の承認申請について

議 長 続きまして、議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が11件っております。このうち、〇〇委員と〇〇委員の案件がございますので、こちらから審議したいと思います。それでは〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは議案第7号について説明をいたします。まず、3ページをお開けいただきたいと思います。〇〇委員の案件について、個別に説明をいたします。利用権の設定者・登録区分・利用権を設定する土地・利用内容・期間・反当りの小作料の順に説明をしていきます。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。下六嘉字近竹〇〇〇の〇番地。田の70㎡。外〇筆の合計面積4,504㎡。米・麦・大豆。3年。反当り20,000円。次、3筆目の堀口〇〇〇〇については、一筆当たり10,000円。次の金畑〇〇〇〇-〇につきましては、一筆当たり3,000円。金畑〇〇〇〇-〇につきましては、一筆当たり5,000円になります。

以上で〇〇委員の案件の説明を終わります。

議長 ただいま詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

〇〇委員、承認されましたので報告とします。

〇〇委員 ありがとうございます。お世話になりました。

議長 続きまして、〇〇委員の件につきまして審議します。それでは〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、4ページをお開けいただきたいと思います。〇〇委員の案件3件について説明をいたします。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。北甘木字八反畑〇〇〇〇-〇。田の672㎡。米・麦・大豆。5年。反当り90KG。物納でございます。

次、5ページです。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。北甘木字八反畑〇〇〇〇番地。田の397㎡。外〇筆の合計面積2,409

m<sup>2</sup>。米・麦・大豆。5年。反当り90KG。物納でございます。

次6ページをお開けください。○○○○○○○○。○○○○。再設定。北甘木字柳ノ本○○○○番地。田の1, 792m<sup>2</sup>。米・麦・大豆。5年。反当り90KG。物納でございます。

以上、○○委員の案件の3件について説明を終わります。

議 長 　　ただいま詳しい説明がございましたが、何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委 員 　　はい。(委員一同)

議 長 　　ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。○  
○委員の入室を許可します。

(○○委員入室)

○○委員、承認されましたので報告しておきます。

○○委員 　　どうも、ありがとうございました。

議 長 　　それでは、残りの案件について事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 　　はい。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し、要請するものです。利用権設定等の計画が11件のうち18, 755m<sup>2</sup>。うち再設定が3件の9, 415m<sup>2</sup>です。それでは議案書の一覧表、2ページをご覧いただきたいと思います。区分・期間・借り手氏名・現経営面積・利用権の面積・合計・備考の順に説明をしていきます。

賃借権の設定。3年。○○○○。40, 170m<sup>2</sup>。田の4, 504m<sup>2</sup>。40, 170m<sup>2</sup>。更新です。賃借権の設定。5年。○○○○○○○○。新規が2件です。185, 610m<sup>2</sup>。田の3, 081m<sup>2</sup>。188, 691m<sup>2</sup>。新規です。賃借権の設定。5年。○○○○。更新2件です。185, 610m<sup>2</sup>。田の1, 792m<sup>2</sup>。188, 691m<sup>2</sup>。更新でございます。賃借権の設定。5年。○○○○。40, 097m<sup>2</sup>。田の2, 984m<sup>2</sup>。40, 097m<sup>2</sup>。更新でございます。使用貸借権

の設定。5年。〇〇〇〇。40,097㎡。田の135㎡。40,097㎡。更新でございます。賃借権の設定。10年。〇〇〇〇〇〇〇。2件。田の2,357㎡。新規でございます。使用貸借権の設定。10年。〇〇〇〇〇〇〇。これは1件です。田の305㎡。新規です。使用貸借権の設定。10年。〇〇〇〇〇〇〇。3,546,292㎡。田の257㎡。3,546,567㎡。新規でございます。所有権の移転。〇〇〇。267㎡。田の275㎡。267㎡。所有権の移転。〇〇〇〇〇〇〇〇。172,428㎡。田の3,047㎡。175,475㎡です。

次に、7ページを開けていただきたいと思います。3ページから6ページはですね、さきほど承認をいただきましたので、続けて7ページから説明をいたします。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。北甘木字柳ノ本〇〇〇〇番地。田の2,984㎡。外〇筆の合計3,119㎡。米・麦・大豆。5年。反当り18,000円です。次の柳ノ本の〇〇〇〇〇〇につきましては賃借料ゼロで使用貸借権の設定となっております。

次8ページをお開けいただきたいと思います。利用権の設定。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。下六嘉字百海〇〇〇〇-〇。田の1,834㎡。水田。10年。反当り14,395円です。

次、9ページです。利用権の設定。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。下六嘉字辻り石〇〇-〇。田の523㎡。水田。10年。反当り19,120円です。

次、10ページです。利用権の設定。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。鯰字瀬剥〇〇〇番地。田の305㎡。水田。10年。使用貸借権の設定でございます。

次、11ページです。次のページとですね、12ページと関連がありますので、先に12ページを説明してから11ページを説明したいと思います。

12ページです。これは、町の嘱託登記による所有権の移転でございます。譲受人。〇〇〇。譲渡人。〇〇〇〇〇。犬淵字二ノ口〇〇-〇。田の257㎡。野菜。対価は税込の250,000円でございます。

次戻っていただきまして11ページです。今の説明の案件はですね、町の嘱託登記ということで、これは〇〇〇〇〇〇〇の構成員であること、又農地を取得後〇〇〇〇〇〇〇へ預けることが条件となっておりますので先ほど12ページで所有権をされてその後すぐ利用権設定で〇〇〇〇〇〇〇に貸される件でございます。設定を受ける者が〇〇〇

〇〇〇〇。設定をする者が〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇の構成員であります。新規。犬渕字二ノ口〇〇ー〇。田の275㎡。野菜。10年。賃借料ゼロということで使用貸借権の設定となっております。

次13ページです。これも所有権の移転になります。移転を受ける者が〇〇〇〇〇〇〇〇。移転をする者が〇〇〇〇〇〇〇。物件につきましては上島字壱町田〇番地。田の2,108㎡。外〇筆の合計面積3,047㎡。水田。反当り1,037,742円です。合計対価といたしましては3,162,000円となります。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地の全てにおいて耕作の事業を行うこと、必要な農作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと、権利者の2分の1以上の同意が得られていることなどの要件を満たしております。

以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長 ただいま詳しい説明がございましたが、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

○議案第8号 買受適格証明申請（耕作目的）について

議 長 続きまして、議案第8号買受適格証明書の耕作目的が3件っております。そのうち〇〇委員の案件がございますので、そちらから審議いたします。それでは、〇〇委員退室を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。議案第8号1枚めくっていただきまして、番号1。所有者についてはプライバシー保護のため表示しておりません。申出者。嘉島町上六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件。大字上六嘉字苗床地番〇〇〇。地目、田。面積778㎡。競売期日競売場所につきましては入札期間、令和元年5月7日8時30分から熊本地方裁判所で行わ

れます。経営状況は、耕作面積は、田、78,202㎡。畑、1,772㎡の合計79,974㎡。家族数は6人。労働力は3人。農機具は軽トラック、トラクター、田植機、コンバイン、トラックとなっております。続けて整理番号1の検討事項について説明いたします。今回の申請につきましては熊本地方裁判所が開催します農地の公売会への参加資格の審査でございます。申請者に聴取しましたところ、農地の規模拡大を希望し買受適格証明願を提出されたとのことでした。買受適格要件に適合するかという点について検討しましたところ、事業計画書より効率的に取得予定農地を耕作できるものと考えます。次に農作業に常時従事できるかという点につきましては、〇〇さん家族は専業農家で日常的に農作業に従事できるものと考えます。農機具の保有状況につきましては、トラクター、田植機、コンバイン等一式所有されておりますので問題ありません。下限面積につきましては、現在79,974㎡耕作されているため問題ありません。地元農業委員である〇〇委員と現地確認・協議の上、総合的に判断し、買受適格者であると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいま詳しい説明がございましたが、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。〇〇委員の入室を許可します。  
(〇〇委員入室)  
〇〇委員、承認されましたので、報告しときます。

〇〇委員 お世話になりました。

議 長 続きまして、番号2の案件について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。次のページをお開きください。番号2。所有者につきましては、先ほどの通りプライバシー保護のために表示しておりません。

申出者。御船町高木〇〇〇〇番地〇〇。〇〇〇〇。申請物件。大字上六嘉字苗床地番〇〇〇。地目、田。面積778㎡。競売期日、競売場所。入札期間令和元年5月7日8時30分からで、熊本地方裁判所で行われます。経営状況につきましては、耕作面積。田、3,671㎡。畑、5,063㎡の合計面積8,734㎡。家族数は2人。労働力は2人。農機具につきましては、軽トラック、トラクター、田植機、コンバインとなっております。続けて整理番号2の検討事項について説明いたします。今回の申請につきましては熊本県地方裁判所が開催します公売会への参加資格の審査でございます。

申請者に聴取しましたところ、農地の規模拡大を希望し買受適格証明願を提出されたとのことでした。買受適格要件に適合するかという点について検討しましたところ、事業計画書より効率的に取得予定農地を耕作出来るものと考えます。次に、農作業に常時従事できるかという点につきましては、〇〇さんは兼業農家ですが、奥さんは専業農家なので日常的に農作業に従事できるものと考えます。農機具の保有状況につきましては、トラクター、田植機、コンバイン等一式所有されておりますので問題ありません。下限面積につきましては、現在8,734㎡耕作されているため問題ありません。地元農業委員である〇〇委員と現地確認・協議の上総合的に判断し、買受適格者であると認められます。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま詳しい説明がありましたが、何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 それでは承認とさせていただきます。続きまして番号3の件について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。次のページをお開きください。番号3。所有者につきましてはプライバシー保護のため表示しておりません。申出者。熊本市東区南町〇〇番〇〇号。〇〇〇〇。申請物件。大字上六嘉字苗床地番〇〇〇。地目、田。面積778㎡。競売期日・競売場所。入札期間令和元年5月7日、8時30分からで熊本地方裁判所で行われます。経営状況につきましては、耕作面積。田、13,350㎡。畑、

5, 665㎡の合計19,015㎡。家族数、4人。労働力は2人。農機具につきましては軽トラック、トラクター、コンバインとなっております。続けて整理番号3の検討事項について説明いたします。今回の申請につきましては、熊本地方裁判所が開催します農地の公売会への参加資格の審査でございます。申請者に聴取しましたところ、農地の規模拡大を希望し買受適格証明願を提出されたとのことでした。買受適格要件に適合するかという点について検討しましたところ、事業計画書より効率的に取得予定農地を耕作出来るものと考えます。次に農作業に常時従事できるかという点につきましては、〇〇さん夫婦は兼業農家ですが、日常的に農作業に従事すると口頭で確認しております。農機具の保有状況につきましては、トラクター、軽トラック、コンバインを所有されておりますので問題ありません。下限面積につきましては、現在19,015㎡耕作されているため問題ありません。地元農業委員である〇〇委員と現地確認・協議の上、総合的に判断し、買受適格者と認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいま詳しい説明がありましたが、何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。

○ 委 員 場所はどこになるのですか。

事 務 局 西村。

〇〇委員 場所の説明は、国道からですね、県道に曲がる八竜の一つ手前の。農道の幹線ですね。カントリー線。あれをまっすぐ行ったところの西村のちょうど入り口ですね。ずっと降りてきてですね、西村の村の始まりのところの角の田んぼですね。用水路の反対側になります。今は完全に不耕作状態というか何もしてない。その下の方はですね、耕作を今してあります。そこが苗床みたいな感じで、全体で元々1, 2, 3, 4枚あったのですよ。一番先端のところは間に道路がとおって今の外の田んぼは三枚にわけてあってその二枚のほうを耕作、畔をとって一枚にして耕作してあって、その1番上に。農水側の一番上の方になります。

○ 委 員 結構面積もありますもんね。そして、やっぱり町外の人だからで

すね。あと二方がですね。町内の方が落札してもらえらるなら助かるからですね。町外が入ってきたらいろいろ問題がですね。場所がどこかなって思ったのですよ。違う方に今度は利用されたら困るからですね。

〇〇委員　　これ開発にやっぱりなりますか。

〇〇委員　　やりやすい。

〇〇委員　　そうですね。一応集落に隣接はしているけど、まあ地区内開発の外にはなっている。農地集団の中だからですね。ただ将来的にはそういう可能性が出てこないかなと、心配があるんですよ。用地を希望される方が近くの方だったらまだ何とか考えられるのですが、前回も出てたんですけど、まあ前回出てきた東町の人のもう一つさきのやつを見てもらうといいのですが、そっちの方は農地ではあるのですけれど、現況は宅地になっているのですけれども、それの方にも一応、まあもしかすると、という考えはあるのですよ。だからそこら辺はちょっと地元として心配があるところがあるので、というところなんですよ。ただ農業を継続するという形でやはり申請書を出してあるんで、そこを拒否っていうのはちょっと出来ないような状況なんで。最終的には入札をした人がもらうっていう感じではあります。ただ嘉島町としてはやっぱり耕作目的ですね、三年三作というのがあるので、そこは絶対守ってもらわなければいけない。

○ 委 員　　分かりました。

議 長　　何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員　　はい。(委員一同)

議 長　　それでは承認させていただきます。

○議案第9号 買受適格証明申請（転用目的）について

議 長　　続きまして、議案第9号買受適格証明申請の転用目的が1件あっております。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第9号買受適格証明願（転用目的）についてご説明いたします。証明願件数は1件でございます。本案件は、裁判所が実施する競売に係る案件になりますが、判断する要件につきましては、通常の農地法第5条の申請に対する要件と何ら変わりませんので、ご審議をお願いします。冊子を1枚めくっていただきまして、番号1。申請人の譲渡人についてはプライバシー保護のため表示しておりません。譲受人。熊本市東区南町〇〇番〇〇号。〇〇〇〇。申請物件は、大字上六嘉字鈴町〇〇〇〇番〇。台帳地目、田。現況地目は宅地。面積191㎡。入札期間は令和元年5月7日から令和元年5月14日まで。開札場所は熊本地方裁判所。農用地区域でない旨の証明があります。隣接同意書は不要。資金証明書あり。開発許可は不要です。地元委員は〇〇〇〇委員です。1枚めくっていただきまして、位置図を添付しております。嘉島町児童公園の南側、申請地と示しているところです。続いて1枚めくっていただきまして、字図を添付しております。農地区分につきましては、西村集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の規模の一段の農地の区分内にありますので、第1種農地と判断出来ます。通常第1種農地は転用することが出来ませんが、集落内にあり、現況は宅地であります。申請人は落札した場合、家族用に取得し、既存の住宅に利用したいとのこと。事業費については、全額自己資金により対応されるものでございます。地元農業委員である〇〇委員と現地確認の上、総合的に判断し、買受適格者であると認められます。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま詳しい説明がございましたが、何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。何も無いようでしたら承認でよろしいでしょうか。

事務局長 すいません。この案件についてはですね、落札者がまた次の農業委員会にですね、5条の申請を出すようになります。たぶん〇〇さんだけ、かな、申請が上がってるのは。

事務局 ああ、はい。宅地は。はい。

事務局長 たぶんこの方が落札されるだろうと思いますので、何か月後かに

この〇〇さんから5条の農地転用の申請が出ます。

議 長 何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんでしょうか。  
ないようでしたら事務局から何かございませんでしょうか。

事 務 局 次回の農業委員会は6月10日月曜日の9時半からここでよろしいでしょうか。

議 長 6月総会は9時にしてよ。

事 務 局 9時から。

議 長 麦刈りがあっているのです。

事 務 局 じゃあ9時から。

議 長 6月10日。

〇 委 員 9時からですね。

議 長 はい。まだ麦刈りがあっているのです。早い方がいいでしょう。

〇〇委員 何時。

議 長 9時。  
それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和元年5月10日

会 長 下 田 司

委 員 林 田 篤

委 員 山 内 秀 一